

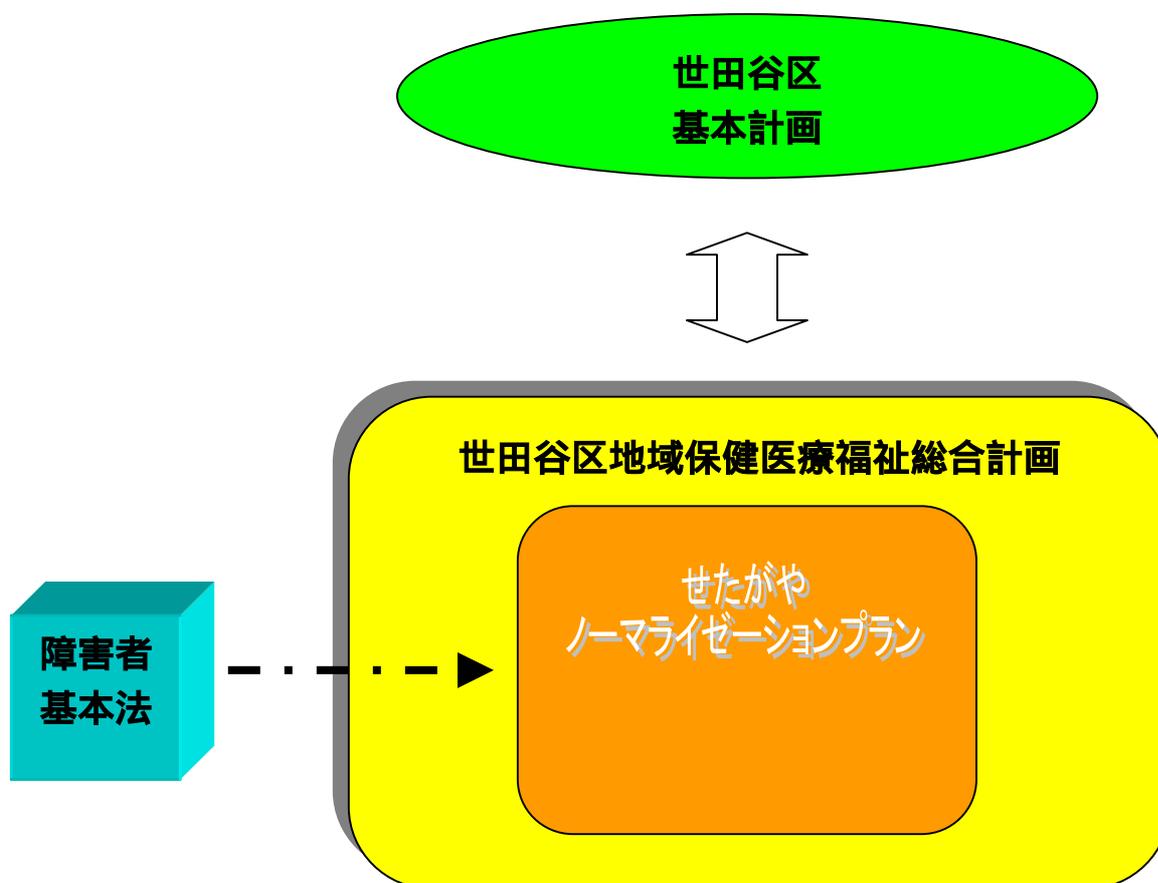
1. 計画の位置づけ

本計画は、障害者（児）施策を全庁的かつ計画的に推進するとともに、区民、事業者、区が協力・連帯し、地域で共に支え共に生きるノーマライゼーション社会をめざすためのものである。

区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画」及び区の保健医療福祉にかかる基本的方針である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、さらに区の他の福祉関連計画との整合性を保つものとする。

本計画は障害者基本法第9条第3項に規定される、「市町村障害者計画」として策定するものである。

（計画の位置づけのイメージ）



2. 計画の対象

障害者基本法に規定する障害者(児)の範囲(3障害)に限定せず、社会における実際の生活上の諸困難に着目し、発達障害や高次脳機能障害、難病、被爆者も含めて、本計画の対象とする。

3. 計画の期間

計画期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とする。ただし、今日の障害保健福祉の改革、社会保障制度全般の改革の動向を見極めつつ、さらには区を取り巻く社会経済状況の変化に伴って、必要な調整を図っていくことも想定しておく。

(計画期間中に想定される制度見直しの動き)

17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22	23	24	25	26 年度
-------	-------	-------	-------	-------	----	----	----	----	-------

せたがやノーマライゼーションプラン

障害保健福祉の改革(障害者自立支援法等)

介護保険制度の見直し